

## 安衛則：「取り扱う業務」と「発散する場所における業務」

### 環境・健康

労働安全衛生規則（安衛則）では、産業医の選任が必要な業務（第13条第1項第2号）、特定業務従事者の健康診断が必要な業務（第45条第1項：第13条第1項第2号の業務）を規定しています。この業務の中で有害物に係る業務では、水銀、砒素等の『有害物を取り扱う業務』と水銀、砒素等の『有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務』が規定されています。

『有害物を取り扱う業務』では、当該有害物質の発散の有無にかかわらず取り扱う業務そのものが上記規定の対象となります。一方、『有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務』では、当該有害物質を直接取り扱っていなくても当該有害物質を発散する場所における業務が対象となり、また当該有害物質が生成し発散する場所における業務も上記規定の対象となります。

### 労働安全衛生規則 第13条（産業医の選任）：抜粋

法第13条第1項の規定による産業医の選任は、次の定めにより行わなければならない。  
第2号

ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸  
その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

## kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育
衛生意識の向上	労働衛生教育